

## 滋賀県および下流団体の貸付条件推移

## ■滋賀県造林公社

年度	滋賀県		下流団体			
	金利	償還条件	金利	償還条件		
				大阪府	大阪市	兵庫県下
40	単利	40年後の年度末までに元利金一時償還	複利 3.5%	元利金とも収益の範囲内で償還		H9からH22までに元利金一時償還
41	3.5%					
42	3.5%					
57						
58	3.5%	H34年度末までに元利金一時償還	元利金とも収益の範囲内で償還		H9からH22までに元利金一時償還	
元						
2	複利	元利金とも収益の範囲内で償還	複利 3.5%	元利金とも収益の範囲内で償還		H9からH22までに元利金一時償還
3	3.5%					
6	3.5%					
7						
11			H21からH53までに元金償還、利息は収益の範囲内で償還			
12	無利子					
3	※既借入金はH11年度末で利息凍結					
16						

## ■びわ湖造林公社

年度	滋賀県		(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団	
	金利	償還条件	金利	償還条件
48	単利	45年以内元利金一時償還	単利	45年以内元利金一時償還
3	3.5%		3.5%	※財団はH9年度末に解散したため、県の特別会計にH30年度までに元利均等償還
9				
10				
11	無利子			
3	※既借入金はH10年度末で利息凍結			
16				